

令和5年10月25日

中国中学校体育連盟加盟
山口県中学校体育連盟加盟校 学校長 様

中国中学校体育連盟
会長 村井 康敏
山口県中学校体育連盟
会長 松野下 真
(公 印 省 略)

令和6年度からの拠点校部活動の大会参加について

秋冷の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本連盟に対しまして、格別なご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和5年10月11日（水）に開催した中国中学校体育連盟 第2回理事会において、次のことについて協議し、承認を得たことをご報告させていただきます。

1 承認事項

拠点校部活動の大会参加について、令和6年度より事業主体となる『区市町村教育委員会』『都道府県教育委員会』『区市町村中学校長会』『都道府県中学校長会』に申請・承認されたものについて、大会参加を認める。

2 承認の理由

- (1) 令和5年度より全国中学校体育大会で、拠点校部活動の大会参加が認められていること。
- (2) 近年、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況がでてきていること。
- (3) 部活動の運営に困難な状況下での、生徒・保護者・学校現場の多様なニーズに柔軟に対応すること。

3 大会参加までの流れ

- ① 学校が事業主体へ拠点校部活動発足の相談、または事業主体から各学校へ拠点校部活動推進の案内
- ② 事業主体へ申請書類の提出・承認（書類の受け取り）
- ③ 各支部事務局を通じて山口県中学校体育連盟に、承認を受理された書類（拠点校部活動 許可書など）をPDFで提出。
※山口県中学校選手権大会（支部予選を含む）・・・5月31日〆切
※山口県中学校新人体育大会（支部予選を含む）・・・8月31日〆切
- ④ 大会申込・大会参加

4 その他

- ・拠点校部活動とは、在籍校に希望する運動部活動がない場合に、参加を希望する同一県の生徒を一つの学校に受け入れて行う部活動のことをいい、在籍校の部活動の部員が少ないなどの理由で他校と合同で活動している部活動の場合は、複数校合同部活動の扱いとなります。
- ・実施期間は原則として1年間（年度単位）とする。
- ・拠点校部活動の申請・承認につきましては、所属する学校の事業主体にお問合せ下さい。

市町教育委員会
県教育委員会
市町中学校長会
県中学校長会

「中国中学校選手権大会 拠点校部活動参加規程」

1 趣 旨

参加を承認する精神は、あくまで少子化や地域移行に伴う部活動数の減少や生徒・保護者・学校現場の多様なニーズに応える救済処置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

なお、拠点校部活動チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条 件

(1) 拠点校が受け入れる学校に、希望する運動部活動がないこと。

(2) 拠点校部活動の事業主体が、次のいずれかであること。

- ① 区市町村教育委員会
- ② 都道府県教育委員会
- ③ 区市町村中学校校長会
- ④ 都道府県中学校校長会

(3) 各郡市中学校体育連盟が示す期日までに、拠点校部活動として参加登録申請を行い、承認されていること。

(4) 拠点校部活動として、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。

(5) 拠点校部活動の実施主体は、市町村立中学校及び中等教育学校または義務教育学校であり、地域クラブ活動等ではないこと。

(6) 拠点校部活動に参加する全ての学校が、所属する県中体連に加盟していること。

3 その他

(1) 実施期間は原則として1年間（年度単位）とする。

(2) 大会参加申込手続きは、該当校の校長が承認の上、拠点校の校長が行う。

(3) 拠点校部活動の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者（コーチ）とする。

(4) チーム名・ユニフォームは拠点校の校名とする。

※参加申込書の選手名の備考欄には、それぞれの学校名を必ず記載する。

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。